

行政手続の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則
(景観まちづくり課関係)

「景観まちづくり条例」の一部を改正する規則（平成25年12月1日制定）
第1条 この規則は、景観まちづくり条例（昭和56年東京都条例第121号）の一部を改正するものとする。
第2条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
第3条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第4条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第5条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第6条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第7条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第8条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第9条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第10条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。

「景観まちづくり条例」の一部を改正する規則（平成25年12月1日制定）
第1条 この規則は、景観まちづくり条例（昭和56年東京都条例第121号）の一部を改正するものとする。
第2条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
第3条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第4条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第5条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第6条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第7条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第8条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第9条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。
第10条 この規則の施行期日は、平成26年4月1日とする。

新 旧 対 照 表

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）

改	正	前
		（登録申請書の様式等） 第17条 条例第22条の2第1項の登録申請書（以下「登録申請書」という。）は、様式第17号による。 2 条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が選任した業務主任者が、条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該登録申請者の登記事項証明書 (3) 登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者に限る。）の法定代理人が法人である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書 3 前項に定めるもののほか、知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、次に掲げる者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付させることができる。 (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者 (2) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人 4 条例第22条の2第2項の誓約する書面は、様式第18号による。

改	正	後
		（登録申請書の様式等） 第17条 条例第22条の2第1項の登録申請書（以下「登録申請書」という。）は、様式第17号による。 2 条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が選任した業務主任者が、条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該登録申請者の登記事項証明書又はその写し (3) 登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者に限る。）の法定代理人が法人である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書又はその写し 3 前項に定めるもののほか、知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、次に掲げる者の住民票の写し又はこれに代わる書面（これらの写しを含む。）を添付させることができる。 (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者 (2) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人 4 条例第22条の2第2項の誓約する書面は、様式第18号による。

新 旧

対 照 表

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）

改 正 前
（変更の届出） 第19条 条例第22条の5第1項の規定による届出（以下この条において「変更の届出」という。）は、様式第20号による届書を提出して行うものとする。 2 条例第22条の5第3項において準用する条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 条例第22条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業登録証及び変更の届出をしようとする者が法人である場合にあつては、<u>登記事項証明書</u> (2) 条例第22条の2第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）<u>登記事項証明書</u> (3) 条例第22条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 <u>登記事項証明書</u> (4) 条例第22条の2第1項第5号に掲げる事項の変更（担当する営業所の名称に係るものを除く。）第17条第2項第1号の書面 3 前項に定めるもののほか、知事は、第17条第3項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をしようとする者に対し、第17条第3項各号に掲げる者の住民票の写し又は<u>これに代わる書面</u>を添付させることができる。 4 知事は、第2項第1号に掲げる変更をしたことにより変更の届出をした者に対し、屋外広告業登録証を書換えの上交付するものとする。

改 正 後
（変更の届出） 第19条 条例第22条の5第1項の規定による届出（以下この条において「変更の届出」という。）は、様式第20号による届書を提出して行うものとする。 2 条例第22条の5第3項において準用する条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 条例第22条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業登録証及び変更の届出をしようとする者が法人である場合にあつては、<u>登記事項証明書又はその写し</u> (2) 条例第22条の2第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）<u>登記事項証明書又はその写し</u> (3) 条例第22条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 <u>登記事項証明書又はその写し</u> (4) 条例第22条の2第1項第5号に掲げる事項の変更（担当する営業所の名称に係るものを除く。）第17条第2項第1号の書面 3 前項に定めるもののほか、知事は、第17条第3項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をしようとする者に対し、第17条第3項各号に掲げる者の住民票の写し又は<u>これに代わる書面（これらの写しを含む。）</u>を添付させることができる。 4 知事は、第2項第1号に掲げる変更をしたことにより変更の届出をした者に対し、屋外広告業登録証を書換えの上交付するものとする。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前

様式第 1 号（第 2 条の 3 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

広告景観保全地区指定申請書

静岡県知事 氏 名 様
年 月 日
市町長 氏 名 印

広告景観保全地区の指定を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第 2 条の 3 第 1 項の規定により申請します。

区 域	
名 称	
基本方針	
保全基準	
指定を受けようとする理由	

（注） 区域のわかる図面を添付すること。

対 照 表

改 正 後

様式第 1 号（第 2 条の 3 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

広告景観保全地区指定申請書

静岡県知事 氏 名 様
年 月 日
市町長 氏 名

広告景観保全地区の指定を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第 2 条の 3 第 1 項の規定により申請します。

区 域	
名 称	
基本方針	
保全基準	
指定を受けようとする理由	

（注） 区域のわかる図面を添付すること。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）

改 正 前

様式第1号の2（第2条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

広告景観保全地区指定変更申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

広告景観保全地区の指定の変更を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第4項において準用する同条第1項の規定により申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後
区 域		
名 称		
基本方針		
保全基準		
指定の変更を受けようとする理由		

（注）区域のわかる図面を添付すること。

対 照 表

改 正 後

様式第1号の2（第2条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

広告景観保全地区指定変更申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

広告景観保全地区の指定の変更を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第4項において準用する同条第1項の規定により申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後
区 域		
名 称		
基本方針		
保全基準		
指定の変更を受けようとする理由		

（注）区域のわかる図面を添付すること。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）

改 正 前

様式第1号の3（第2条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

広告景観保全地区指定解除申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

広告景観保全地区の指定の解除を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第4項において準用する同条1項の規定により申請します。

名 称	
指定の解除を受けようとする理由	

対 照 表

改 正 後

様式第1号の3（第2条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

広告景観保全地区指定解除申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

広告景観保全地区の指定の解除を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第2条の3第4項において準用する同条1項の規定により申請します。

名 称	
指定の解除を受けようとする理由	

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）

改 正 前				
様式第6号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）				
設置 堅ろうな広告物等の管理者 届 変 更				
年 月 日				
静岡県知事 氏 名 様				
届出者 氏 名 住 所 〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕 〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕 〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名） を自署する場合は、押印は不要です。〕 ④				
設置 堅ろうな広告物等の管理者を したので、静岡県屋外広告物条例第15条の3第1項の規定によ 変更				
り届け出ます。				
広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲 出する物件を設置する場 所				
表示の内容				
形状及び面積				
材料及び構造				
現在受けている許可の年 月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
設置(変更)年月日	年 月 日			
新管理者	住所			
	氏名又は名称			
	※屋外広告業 の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号		
旧管理者	住 所			
	氏名又は名称			
備考				
(注)				
1 不要の文字は、抹消すること。				
2 ※印のある欄は、新管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。				

対 照 表

改 正 後				
様式第6号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）				
設置 堅ろうな広告物等の管理者 届 変 更				
年 月 日				
静岡県知事 氏 名 様				
届出者 氏 名 住 所 〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕 〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕 〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名） を自署する場合は、押印は不要です。〕 ④				
設置 堅ろうな広告物等の管理者を したので、静岡県屋外広告物条例第15条の3第1項の規定によ 変更				
り届け出ます。				
広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲 出する物件を設置する場 所				
表示の内容				
形状及び面積				
材料及び構造				
現在受けている許可の年 月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
設置(変更)年月日	年 月 日			
新管理者	住所			
	氏名又は名称			
	※屋外広告業 の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号		
旧管理者	住 所			
	氏名又は名称			
備考				
(注)				
1 不要の文字は、抹消すること。				
2 ※印のある欄は、新管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。				

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前				
様式第 7 号（第 10 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）				
屋外広告物設置者変更届				
年 月 日				
静岡県知事 氏 名 様				
届出者 住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地				
氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 印				
氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。				
屋外広告物設置者を変更したので、静岡県屋外広告物条例第 15 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。				
広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
変更年月日	年 月 日			
旧設置者	住所			
	氏名又は名称			
変更の理由				
※ 屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備考				

（注）※印のある欄は、変更後の設置者が屋外広告業者である場合に記入すること。

対 照 表

改 正 後				
様式第 7 号（第 10 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）				
屋外広告物設置者変更届				
年 月 日				
静岡県知事 氏 名 様				
届出者 住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地				
氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				
屋外広告物設置者を変更したので、静岡県屋外広告物条例第 15 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。				
広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
変更年月日	年 月 日			
旧設置者	住所			
	氏名又は名称			
変更の理由				
※ 屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備考				

（注）※印のある欄は、変更後の設置者が屋外広告業者である場合に記入すること。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前				
様式第 8 号（第 10 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）				
屋 外 広 告 物 設 置 者 氏 名 の名称変更届 堅ろうな広告物等の管理者 住所				
年 月 日				
静岡県知事 氏 名 様				
届出者 住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 ㊟ 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名） を自署する場合は、押印は不要です。				
屋 外 広 告 物 設 置 者 氏 名 の名称を変更したので、静岡県屋外広告物条例第 15 条の 3 第 3 項の規 定により届け出ます。 堅ろうな広告物等の管理者 住所				
広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出する物件を設置する場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
変更年月日	年 月 日			
変更前	住所			
	氏名又は名称			
変更後	住所			
	氏名又は名称			
	※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号		
備考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、変更後の設置者又は管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

対 照 表

改 正 後				
様式第 8 号（第 10 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）				
屋 外 広 告 物 設 置 者 氏 名 の名称変更届 堅ろうな広告物等の管理者 住所				
年 月 日				
静岡県知事 氏 名 様				
届出者 住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				
屋 外 広 告 物 設 置 者 氏 名 の名称を変更したので、静岡県屋外広告物条例第 15 条の 3 第 3 項の規 定により届け出ます。 堅ろうな広告物等の管理者 住所				
広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出する物件を設置する場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
変更年月日	年 月 日			
変更前	住所			
	氏名又は名称			
変更後	住所			
	氏名又は名称			
	※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号		
備考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、変更後の設置者又は管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前

様式第 9 号（第 10 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

屋外広告物滅失届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地
氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 印
氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

広 告 物

が滅失したので、静岡県屋外広告物条例第 15 条の 3 第 4 項の規定により届け出ます。

掲出物件

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
滅失年月日	年 月 日			
滅失の理由				
※ 屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備考				

（注）

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、届出者が屋外広告業者である場合に記入すること。

対 照 表

改 正 後

様式第 9 号（第 10 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

屋外広告物滅失届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地
氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

広 告 物

が滅失したので、静岡県屋外広告物条例第 15 条の 3 第 4 項の規定により届け出ます。

掲出物件

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
滅失年月日	年 月 日			
滅失の理由				
※ 屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備考				

（注）

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、届出者が屋外広告業者である場合に記入すること。

新 旧

対 照 表

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前

様式第 10 号（第 11 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

屋外広告物除却届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ⑩
（氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

広 告 物

を除却したので、静岡県屋外広告物条例第 16 条第 2 項の規定により届け出ます。

掲出物件

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
除却年月日	年 月 日			
除却の理由				
※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、届出者が屋外広告業者である場合に記入すること。

改 正 後

様式第 10 号（第 11 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

屋外広告物除却届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

広 告 物

を除却したので、静岡県屋外広告物条例第 16 条第 2 項の規定により届け出ます。

掲出物件

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
除却年月日	年 月 日			
除却の理由				
※屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号			
備考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、届出者が屋外広告業者である場合に記入すること。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前	
様式第16号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）	
受 領 書	
年 月 日	
静岡県知事 氏 名 様	
返還を受けた者	住所 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地
氏名	法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 ⑥
氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を 自署する場合は、押印は不要です。	
下記のとおり広告物又は掲出物件（現金）の返還を受けました。	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた 広告物又は掲 出物件	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
返還を受けた金額	

対 照 表

改 正 後	
様式第16号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）	
受 領 書	
年 月 日	
静岡県知事 氏 名 様	
返還を受けた者	住所 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地
氏名	法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名
下記のとおり広告物又は掲出物件（現金）の返還を受けました。	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた 広告物又は掲 出物件	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
返還を受けた金額	

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）

改 正 前					
様式第17号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型） （表） 屋外広告業登録申請書					
年 月 日					
静岡県知事 氏 名 様					
登録申請者		住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。			
第1項 屋外広告業の登録を受けたいので、静岡県屋外広告物条例第22条第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。					
登録の種類	新規 更新	※現在受けている登録の年月日及びその番号		静岡県知事登録屋外広告業第 号 年 月 日	
ふりがな 氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人				
住所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）				
1 営業所の名称及び所在地並びに業務主任者	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）	営業所の電話番号	業務主任者	
				ふりがな 氏名	資格

対 照 表

改 正 後					
様式第17号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型） （表） 屋外広告業登録申請書					
年 月 日					
静岡県知事 氏 名 様					
登録申請者		住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
第1項 屋外広告業の登録を受けたいので、静岡県屋外広告物条例第22条第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。					
登録の種類	新規 更新	※現在受けている登録の年月日及びその番号		静岡県知事登録屋外広告業第 号 年 月 日	
ふりがな 氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人				
住所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）				
1 営業所の名称及び所在地並びに業務主任者	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）	営業所の電話番号	業務主任者	
				ふりがな 氏名	資格

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前			
(裏)			
2 業務主任者の兼任 による支障が生じないことに関する簡潔な説明			
3 登録申請者又は登録申請者（未成年者に限る。）の法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の職及び氏名	職	ふりがな 氏名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	ふりがな 氏名 〔法人にあつては、その名称〕		
	住所	郵便番号(—) 電話番号 () —	
5 他の地方公共団体における屋外広告業の登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号
		年 月 日	
備考			

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、新規の登録の場合は記入しないこと。
- 3 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 業務主任者の資格欄は、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別を記入すること。

対 照 表

改 正 後			
(裏)			
2 業務主任者の兼任 による支障が生じないことに関する簡潔な説明			
3 登録申請者又は登録申請者（未成年者に限る。）の法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の職及び氏名	職	ふりがな 氏名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	ふりがな 氏名 〔法人にあつては、その名称〕		
	住所	郵便番号(—) 電話番号 () —	
5 他の地方公共団体における屋外広告業の登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号
		年 月 日	
備考			

(注)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印のある欄は、新規の登録の場合は記入しないこと。
- 3 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 業務主任者の資格欄は、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別を記入すること。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前

様式第 20 号（第 19 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。〕

屋外広告業に関する事項を変更したので、静岡県屋外広告物条例第 22 条の 5 第 1 項の規定により
届け出ます。

屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号		
ふりがな 氏名 〔法人にあつては、そ の名称及び代表者 の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

（注）法人・個人の別は、該当する数字を○で囲むこと。

対 照 表

改 正 後

様式第 20 号（第 19 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業に関する事項を変更したので、静岡県屋外広告物条例第 22 条の 5 第 1 項の規定により
届け出ます。

屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号		
ふりがな 氏名 〔法人にあつては、そ の名称及び代表者 の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

（注）法人・個人の別は、該当する数字を○で囲むこと。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前	
様式第 21 号（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）	
屋外広告業廃業等届	
年 月 日	
静岡県知事 氏 名 様	
届出者	住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 印 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
屋外広告業を廃止等したので、静岡県屋外広告物条例第22 条の 7 第 1 項の規定により届け出ます。	
屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号
ふりがな 氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 その他の理由による解散 5 廃止
届出の理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

（注）法人・個人の別、届出の理由欄及び屋外広告業者と届出者との関係欄は、該当する数字を○で囲むこと。

対 照 表

改 正 後	
様式第 21 号（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）	
屋外広告業廃業等届	
年 月 日	
静岡県知事 氏 名 様	
届出者	住 所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名
屋外広告業を廃止等したので、静岡県屋外広告物条例第22 条の 7 第 1 項の規定により届け出ます。	
屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号
ふりがな 氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 その他の理由による解散 5 廃止
届出の理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

（注）法人・個人の別、届出の理由欄及び屋外広告業者と届出者との関係欄は、該当する数字を○で囲むこと。

新 旧

規則名 静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年静岡県規則第 31 号）

改 正 前					
様式第 28 号（第 23 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）					
屋 外 広 告 業 登 録 証 屋外広告物講習会修了証書再交付申請書 認 定 書 年 月 日 静岡県知事 氏 名 様 申請者 住 所 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 ㊟ 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名） を自署する場合は、押印は不要です。 屋 外 広 告 業 登 録 証 屋外広告物講習会修了証書の再交付を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第 23 条第 1 認 定 書 項の規定により申請します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> （注）不要の文字は、抹消すること。		申請の理由		備考	
申請の理由					
備考					

対 照 表

改 正 後					
様式第 28 号（第 23 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）					
屋 外 広 告 業 登 録 証 屋外広告物講習会修了証書再交付申請書 認 定 書 年 月 日 静岡県知事 氏 名 様 申請者 住 所 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 氏 名 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 屋 外 広 告 業 登 録 証 屋外広告物講習会修了証書の再交付を受けたいので、静岡県屋外広告物条例施行規則第 23 条第 1 認 定 書 項の規定により申請します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> （注）不要の文字は、抹消すること。		申請の理由		備考	
申請の理由					
備考					

